

児童虐待防止に向けて 検討・実施する取組について（案）

1. 令和3年度に継続実施する取組
 - ・ オール大阪での啓発活動
 - ・ 子ども家庭総合支援拠点の設置促進
 - ・ 警察との定期的な合同研修
 - ・ 精神科医療機関との連携
2. 令和3年度から実施する取組
 - ・ SNSを活用した児童虐待防止相談事業（本格実施）
3. 令和3年度以降、通常業務として実施する取組
 - ・ リスク事案における24時間以内の安全確認
 - ・ 警察との全件情報共有

（参考）その他の主な取組

- ・ 児童福祉司の増員など児童相談所の体制強化（大阪府・大阪市・堺市）
- ・ 4か所目の児童相談所の設置に向けた取組（大阪市）
- ・ こどもの見守り強化事業補助金の実施(大阪市)
- ・ 新たな一時保護所の設置をはじめとした更なる体制の強化策を検討（大阪府）
- ・ 児童相談所の分室や一時保護所の増築に向けた取組（堺市）

大阪児童虐待防止推進会議設置要綱

第2条（目的）

推進会議は、昨今の児童虐待相談対応件数の急増や後を絶たない重大な児童虐待事案等を踏まえ、児童虐待事案の未然防止・早期発見・早期対応にオール大阪で取り組むことにより、重大な児童虐待ゼロの実現を目的とする。

第5条（検討内容）

推進会議は、第2条の目的を達成するため、児童虐待の未然防止・早期発見、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、被虐待児への自立支援に関する施策などについて検討を行う。